

令和元年 7 月 19 日
国 土 交 通 省
国 土 地 理 院

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の一部改正（案）について

1. 背景

測量法第 29 条では、「基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院長の承認を得なければならない。」とされている。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、地図の利用手続のあり方について再点検し、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくための施策を提言するため、平成 29 年 3 月から学識経験者を委員とする測量行政懇談会の下で検討が行われ、平成 30 年 12 月 12 日に報告書が国土地理院長に提出された。

今回、この報告書を踏まえて、基本測量の測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」（平成 20 年国地達第 13 号）について所用の改正を行うものである。

2. 概要（別紙「新旧対照表」 参照）

（1）承認が必要な複製（第 2 条）

承認が必要な複製から除く対象を変更する。

（2）承認基準（第 3 条）

承認基準をより明確にする。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行 令和元年 11 月以降

新旧対照表

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成20年国地達第13号）抄

改正案	現行
（承認が必要な複製） 第2条 法第29条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次に掲げるものが該当するものとする。 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの 二 有償であるか無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの 三 電気通信回線を通じてインターネット、電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの <u>2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。</u>	（承認が必要な複製） 第2条 法第29条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。<u>ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。</u> 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの
（承認） 第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの 三 <u>個人情報の保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの</u> 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの 五 複製の作業方法が不適切で、複製品の正確さを確保する上で適切でないもの 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの	（承認） 第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの 三 <u>公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの</u> 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの